○財務省告示第三百七十八号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年十月二十七日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年十一月二十七日

財務大臣　藤井　裕久

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第八回	十億円	百円五十六銭
〃	〃	十一億円	百円五十七銭
〃	〃	十億円	百円五十八銭
〃	〃	六億円	百円六十銭
〃	〃	一億円	百円六十二銭
〃	〃	一億円	百円六十七銭
〃	第十回	十億円	九十九円二十八銭
〃	〃	十億円	九十九円三十銭
〃	〃	十五億円	九十九円三十九銭
〃	第二十一回	三十億円	九十八円九十九銭
〃	第三十六回	三十億円	九十五円
〃	第三十七回	十億円	九十六円六十銭
合計		一千二百五億円	

○財務省告示第三百七十九号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年十一月四日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年十一月二十七日

財務大臣　藤井　裕久

〃	〃	十億円	九十三円六十九銭
〃	第十四回	百二十億円	九十三円二十六銭
〃	〃	八十五億円	九十三円二十七銭
〃	〃	十億円	九十三円三十銭
〃	〃	八億円	九十三円三十五銭
〃	〃	二十億円	九十三円三十七銭
〃	第十六回	二十億円	九十三円七十銭
〃	〃	二十億円	九十三円七十六銭
〃	〃	十九億円	九十三円八十銭
〃	〃	十三億円	九十三円八十一銭
合計		一千二百五億円	

〃	〃	五十億円	九十六円八十二銭
〃	〃	五十億円	九十六円八十五銭
〃	第三十九回	五億円	百円
〃	〃	十二億円	百円十銭
〃	第四十三回	五十億円	九十九円七十五銭
〃	〃	三十億円	九十九円八十三銭
〃	〃	十七億円	九十九円八十九銭
〃	第四十五回	二十億円	百円十二銭
〃	〃	八十五億円	九十九円九十銭
〃	第四十六回	三十億円	百円六十三銭
〃	〃	七十億円	百円六十八銭
〃	〃	二十億円	百円七十三銭
〃	〃	十億円	百円七十八銭
〃	〃	十億円	百円八十銭
〃	〃	十億円	百円八十一銭
〃	〃	十億円	百円八十二銭
〃	第四十七回	六十億円	九十九円七十七銭
〃	〃	二百五億円	九十九円八十一銭
〃	第四十八回	五億円	百円三十五銭
〃	〃	二十億円	百三円六銭
〃	〃	二十五億円	百三円二十八銭
〃	〃	二十億円	百三円三十銭
〃	〃	十億円	百三円三十一銭
〃	〃	三億円	百三円三十三銭
合計		九百七十一億円	